

令和3年2月25日

鹿児島大学教職員組合中央執行委員長 殿

国立大学法人鹿児島大学長

佐野 輝



2020年12月1日付け団体交渉の申し入れについて（回答）

1. 団体交渉の位置づけについて

学長の出席を最優先とすると日程調整が困難であるため、担当理事及び人事部門の関係者の出席を優先して日程調整をさせていただいております。可能な限り学長が出席できる日程を設定したいと考えておりますが、結果として、今後もやむを得ず欠席する場合はございますのでご了承ください。なお、過去5年間の学長の出席等状況は以下のとおりです。

- ・2015年度
 - 第1回（2015.12.3）出席
 - 第2回（2016.5.27）欠席
- ・2016年度
 - 学長顔合わせ（2016.7.29）出席
 - 第1回（2017.3.2）欠席
- ・2017年度
 - 学長顔合わせ（2016.7.29）出席
 - 第1回（2018.3.6）欠席
- ・2018年度
 - 学長顔合わせ（2018.7.26）出席
 - 第1回（2019.2.20）出席
- ・2019年度
 - 学長顔合わせ及び第1回（2019.7.30）顔合わせ後、退席
 - 第2回（2020.3.4）欠席
- ・2020年度
 - 学長顔合わせ及び第1回（2020.9.1）顔合わせ後、退席

また、前回の「委員会等正規のルートで問題を挙げてもらえれば対応する」との発言については、発言者の認識不足であり、団体交渉は労働者から意見をいただく正式な場であると理解しております。認識の共有が不十分でありこのような発言につながったことをお詫びいたします。

II. 人事関係

1. 人件費ポイント削減に伴う今後の大学運営の見直し及び人事の早急な改善

各学系における教員人事については、平成 28 年度に策定した「教員人事管理基本方針」に基づいた各学系における「人件費ポイント削減計画」を基に平成 29 年度から行われています。各学系の人件費ポイントは、運営費交付金が毎年削減されることや大学改革や機能強化等のため必要となる人件費ポイントを加味し設定されています。一方で毎年の給与増の人事院勧告により職階ポイントが上昇し、人事が進めにくい状況となっていることは理解しています。

第 4 期の教員人事の基本方針については、今後検討していく予定ですが、職階ポイントの在り方や物件費と人件費のバランス等について検討を行う予定です。ただし、第 4 期も厳しい財政状況は変わらないものと考えます。

2. 共通教育センター改組に伴う人員抛出の結果の是正

現在の共通教育センター（平成 29 年 3 月までは教育センター）の専任教員の人員配置は、平成 27 年 3 月の鹿児島大学共通教育改革計画書（平成 27 年 3 月 19 日教育研究評議会決定）に基づき、共通教育のカリキュラム改革とあわせて行われました。当時、平成 28 年 9 月 28 付け教育センター長名で各学系長あてに、平成 29 年度学内異動の自然科学系の担当教員 7 名の募集を行う意向調査を行いました。

各学系長からの推薦に基づき、①人事委員会において選考委員会を設置、②選考委員会において審査を実施、③選考委員会から人事委員会へ審査結果を報告し、審議・決定、④教育センターから異動予定者の所属する各学系等へ割愛依頼、⑤各学系等から教育センターへ割愛回答、⑥教育センターから学長へ上申、以上の適切なプロセスを踏んだうえで、平成 29 年 4 月 1 日付け学内異動が行われ、現在の共通教育センターの人員配置になったと考えております。

大学運営への貢献については、職員の本務であると考えするため、今後ともご協力のほどよろしく願いいたします。

3. 理事及び大学管理職手当の見直し

別紙 1 の資料で提示のあった鹿児島大学役員の報酬については、妥当であることが文部科学大臣により検証されています。別紙 1 は本学 HP にも公開されている国立大学法

人鹿児島大学の役員及び職員の給与の水準から抜粋されていますが、本資料には上記検証結果も掲載されています。検証結果によると、「職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考え。」と役員報酬の妥当性は社会的にも証明されており

ます。
また、特任教員の公募・待遇等については、詳細が不明なため回答が困難ですが、通常、特任教員は各部局等の予算（運営費交付金や外部資金等を含む）において雇用されているため、各部局等において待遇条件等の改善は可能と考えます。人事課においても、各部局等の予算の範囲内で業務内容と見合った待遇条件を改善することについて特に問題はないと考えています。

一方、役員報酬については、全学的な人件費予算が財源となっており、その財源が確保されていることと、前述したとおり社会的にも極めて妥当な報酬水準であるため、報酬支給が可能でした。

前任者を含む各理事及び大学管理職の実績について、第3期中期計画期間（平成28～令和元年度）における国立大学法人評価委員会からの本学の評価は、「業務運営の改善及び効率化」「財務内容の改善」「自己点検・評価及び情報提供」「その他業務運営」のすべての項目、すべての年度で「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」なっております。この結果は、役員だけでなく、管理職及びその他の教職員の不断の努力によるものと理解しております。詳細は別添1をご参照ください。

4. 差別人事の是正と候補者決定手順の開示義務化

前回回答しましたとおり、各学系における教員人事については、平成28年度に策定した「教員人事管理基本方針」に基づいた各学系における「人件費ポイント削減計画」を基に平成29年度から行われています。各学系は限られた人件費ポイントの中で人事を行うため、大学設置基準や機能強化のための人事等が優先されるのはやむを得ないと考えます。

基本的に承継教員の人事は、学系会議の審議事項であり、人事を進めるにあたっては学系会議で審議の上、個別人事案件申請が学長へ提出されているものと理解しています。また、個別人事案件毎に複数の教員からなる「教員選考委員会」が設置され、委員の多数決等により候補者を選考し、さらに学系会議において選考過程や教員選考委員会で選出された候補者について審議し、候補者を学長へ推薦することとなっており、一部の教員による恣意的な運用はできないように、それ以外の教員が牽制的に機能しているものと考えます。

ハラスメント防止やコンプライアンスの遵守については、総務部において毎年度全ての教職員を対象に研修会を実施していることから、一部の者に対し、これを個別に行う予定は今のところありません。

令和元年12月20日付けの学長通知において、今後の人事（昇任を含む）は、原則として公募することとなっており、より公平性・透明性が担保されることとなります。

5. 技術職員の組織化と昇進評価の明確化

技術部の在り方については、全学組織化などが今後検討することとなりますが、単に処遇改善のためというのではなく全学組織化する目的と必要性をしっかりと検討する必要がありますと考えています。

6. アルバイト等の雇用制度の改善

人事課においても、他の国立大学法人のアルバイト単価設定の状況等を確認しており、改善の必要があれば、今後対応を検討します。

7. 雇い止めの撤廃

前回回答しましたとおり、「鹿児島大学における期間の定めのない非常勤職員に関する審査基準（平成29年12月27日学長裁定）」により、人事評価で特に優秀であること、業務の必要性、退職するまでの雇用経費が確保できることを確認の上、審査を行う制度がすでに整備されています。

無期転換を行う場合、退職するまで雇用経費の確保や当該業務の継続性等を考慮しなければならぬため慎重に行う必要があると考えます。

また、事務職員においては、法人採用試験とは別に学内の非常勤職員を対象とした公募も行っています。

8. 新年俸制の是正

1) 昇任時の選択制について

新年俸制の導入と同時に教員選考は原則公募とし、公募の際に公募要領に年俸制が適用される旨記載してもらうこととなります。現在月給制であっても、公募要領に記載された年俸制の適用に合意した上での応募となるので、不利益変更には該当しません。本件について不利益変更には該当しないことは、社会保険労務士にも確認済みです。

なお、文部科学省からは、人事給与マネジメント改革の中で年俸制導入の拡大が求められているため、選択制にすることは考えておりません。

また、教員組織内に感情的な分断が生じて教員間の信頼関係が失われることが危惧されるとありますが、仮に昇任時のみ選択制にした場合は、昇任者と新規採用者との間で同様の状況が危惧されます。

以上より、新年俸制導入以降については、昇任を含む全ての採用について年俸制を導入することが公平な取扱いであると考えております。

2) 間接経費の評価について

少額の外部資金の獲得実績額等算出過程においては、教員の申請及び確認に関する事務手続きが煩雑になるばかりでなく、申請・確認の結果、評価額に満たない場合が相当数想定され、法人として労働力の多大な損失が発生する可能性が懸念されます。そのため、公平性を担保することを重視した評価制度の改正は考えておりません。

また、国立大学法人鹿児島大学における令和2年4月1日以降に年俸制の適用を受けた教員の業績評価に関する規則第4条において業績評価の方法が規定されています。1件あたり1万円未満の外部資金の評価についても基本給及び業績給Iの評価項目となっており、大学への貢献が評価されないという事態は起こらないと考えます。

9. 大学院手当の見直し

本件に関しては、ノーワークノーペイの原則からも、手当の対価となる労働がない期間については賃金を支給しない取り扱いに変更したものであり、十分な合理性があると法人判断したものです。

また、本件については、令和2年度第4回過半数代表者への説明会において、大学院手当の取り扱いの変更についての説明を行い、一定の同意を得られていると認識しています。

大学院手当に関する過半数代表者からの意見についても、過半数代表者からの要望どおり執行部懇談会にて学長まで共有しており、今後の説明事項においても、真摯に対応することを説明しております。

本学においては、人件費予算の大部分が国から配分される運営費交付金（税金）で賄われ、社会への説明責任を果たすことが求められていることについてもご理解いただければと思います。

10. 入試手当の見直し

運営費交付金の削減に伴う本学の厳しい財政状況に鑑み、平成29年度から教員の人件費ポイントの削減や事務職員の削減を実施しているところです。

このような状況から平成31年4月には経営改革検討ワーキング・グループが設置され、新年俸制の導入や大学院調整手当の見直し、人員管理に関する委員会の設置など経営力強化に向けた取組について提言が行われ、入試手当の見直しは本提言を受けて実施されたものです。

本学の厳しい財政状況を踏まえまして、土曜日、日曜日の業務については、振替で対応いただきますようお願いいたします。

III. 教育関係

11. 新型コロナウイルス感染症対策に関する教育環境への対応

今回いただいた5項目の要望等に対しては、以下のとおり回答します。

- ① 実験、実習等については、令和2年度後期における授業等の実施方針について【第1版】に基づき、実施する学部・研究科等の実情に応じて様々な工夫によって、新型コロナウイルス感染症対策を取っていただいで実施しているところです。

また、1月前半の授業方針による判断として実験、実習等については、国家試験対策ばかりでなく、学習の遅れ取り戻しや学位論文指導等やむを得ない場合には、新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで実施可能としておりますので、今後も継続して行えるように検討していきます。

- ② 2020年5月21日時点での本学の対応については、5月15日付け通知「緊急事態宣言解除を受けての今後の対応について（通知）」において、5月14日付けで鹿児島県から、引き続き他都道府県への移動や来県は自粛していただき、やむを得ず県外から移動してきた、又は県外に出かけた場合は、帰着後2週間は健康観察に万全を期していただくよう依頼を受けて、教職員に対しては他都道府県への移動は自粛いただき、やむを得ず移動した場合には帰着後2週間の自宅待機を求めているところです。

今回、理工学研究科においては本通知を受けて、研究科独自の対策を設けたことについては、コロナ渦における各部局等の実情を踏まえて実施したものと推測します。

総務部としましては、各部局等ごとに実情が異なることから、一律に細かな対策まで実施することは難しいため、細かな対策については各部局長等の判断により対応いただく必要があると考えます。今後は、部局等による独自の対策を設ける場合には事前に総務部へ相談していただき、慎重に対応して参ります。

- ③ 初年次セミナーは、30人程度の学部混在型クラス編成で行っており、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて3密回避のため同時限に割当てられる講義室の数（ハード面）が不足することから、前期の初年次セミナーⅠはテーマ設定や論証の仕方、文献の探し方・読み方などを身に付ける科目で、対面で議論する機会を多く持つ必要があったが、感染リスクを考えて全ての授業回を教育効果を確保しながら、オンデマンド等による遠隔授業（インターネット授業）で実施せざるを得ませんでした。

また、後期の初年次セミナーⅡでは初年次セミナーⅠで学んだ基礎学力に基づき、グループ学習やプレゼンテーション方法を学ぶことから、本学が実施したスクーリング期間において、感染対策を十分講じた上で、クラスを半分に分け、一方を対面、他方を遠隔（オンデマンド）もしくはzoomを使ったライブ配信との併用により授業を実施しました。

なお、スクーリング期間以外でも、新型コロナウイルス感染状況を注視しながら

感染対策を十分講じた上で、本科目の教育効果を最大限確保するため、担当教員の努力と理解・協力のもと授業計画を立てて実施しています。

- ④ オンライン授業については、新生を対象とした遠隔講義導入のためのインターネット環境に関するアンケート調査を実施し、また、在学生を対象とした遠隔授業に関するアンケート調査を実施しました。

これらのアンケート結果等を通してそのメリット等を検証しながら、学生にとっても有効な学習効果が得られるように、また、教員にとっても負担軽減等を行えるような方法等について、今回のご意見等も踏まえて今後更に適切なサポート等ができるように検討していく予定です。

- ⑤ 各教卓へのアクリル板の設置については、令和2年度後期スクーリング期間における感染症防止対策として、「鹿児島大学の教学事項に係る新型コロナウイルス感染症対策特別会議」において審議・承認されたものです。

プロジェクタ使用時のスクリーン投影等への邪魔になるのであれば、教卓から一時的に外していただいても構いません。

その際には、フェイスシールドを装着していただくこととなりますが、ある程度の数量は準備している必要であれば配付します。

12. 2021年度共通教育外国語・英語の授業における学部教員の担当コマ数一覧の開示

2021年度の学部担当教員の担当コマ数は、法文学部が2コマ2名、1コマ3名、教育学部が2コマ4名、共同獣医学部が2コマ1名、医学部が4コマ1名です。

なお、組合側が求める学部教員の担当コマ数不平等については、共通教育センターとして、非常勤講師にかかる経費削減を求められる中で習熟度別クラス編成かつ語学教育に適したクラスサイズを維持するために、外国語教育部門で法文学部の担当教員に事情を説明のうえ、令和3年度については、1名の教員が1コマから2コマへの増の担当をしていただけることになっております。

13. 入試関連業務の見直しと負担軽減へ向けた改善

はじめに、入試業務は「鹿児島大学学術研究院に所属する教員の業務に関する規則」（平成29年2月23日規則第11号）に定められており、教育研究と同様に大学教員の重要な任務（本務）ですので引き続きご理解をお願いいたします。

今回、申し入れのありました事項については、前回（令和2年5月20日付け文書「団体交渉の申し入れについて」）の内容と同様でしたので、重複しての回答は行わず、前回以降に検討・対応してきた事項について回答させていただきます。

問題作成者の負担軽減に向けた対応について回答いたします。

ご承知のとおり、問題作成業務は、試験問題の作成後も受験生や外部等からの問題内容への質問・指摘等への対応など、試験終了後も継続的に大きな負担がかかる業務です。

については、試験前に外部（業者）による検証を行うことで、その後の問題作成者の負担軽減を図ることを目的として、個別学力検査の入試問題について、試験前の外部（業者）による検証を開始することといたしました。今年度実施する入試から導入いたします。

次に、現在、他大学の問題も含めた過去問の活用についても検討を行っているところです。問題作成者の負担軽減の観点から、今後も継続して検討していくこととしています。

以上につきまして、前回以降に検討・対応してきた事項となります。

今後も引き続き、入試委員会等における学部及び研究科からの意見を踏まえつつ、入学者選抜方法の改善等を検討し、入試関連業務の見直しに向けた改善を図ってまいります。

IV. 研究関係

14. 「鹿児島大学若手教員海外研修支援制度」における申請資格変更の是正

令和元年12月20日付け「令和2年度「鹿児島大学若手教員海外研修支援事業」の募集について（通知）」では、若手教員の教育研究能力等の向上を目的に、令和3年度分から申請資格の一部改正（申請資格年齢の引き下げ）を予定することを通知したところです。

また、このことに対して、各部局等からの要望や意見等の有無について、状況を把握していたところです。

今回、鹿児島大学教職員組合から申し入れがあったことを受けて、令和3年度分からの申請資格の改正について、段階的な申請資格年齢の引き下げ実施等、再度検討することとします。

15. 大学の監査の妥当性について

本学における監査としては、監事監査、会計監査人（監査法人）による監査、内部監査が実施されています。

監事監査

- ①監事の任命手続きとしては、公募により候補者を募り、学外有識者を含む監事候補者選考委員会により候補者を選考し、文部科学大臣が任命しています。
- ②現監事（2名）は、令和2年9月からの任期であり、学外からの選任であるため、監査業務を通して大学の状況を把握している状況です。
- ③④検証は行っておりません。

監査報告書については、大学 HP に「監事及び会計監査人の監査報告書」として掲載しています。

会計監査人（監査法人）の監査

- ①会計監査人の選任手続きとしては、公募により候補者を募り、会計監査人候補者選考審査委員会及び学内会議において候補者を選定し、文部科学大臣が選任しています。
- ②必要な資格としては、会計監査人としての資格（関係法令に定める資格を有する監査法人または公認会計士であること）であり、監査業務を通じて大学の状況を把握しています。
- ③④検証は行っておりませんが、監査結果については、監事にも報告され、意見交換を行っています。（特に、監事（会計監査）は、公認会計士の有資格者）
監査報告書については、大学 HP に「監事及び会計監査人の監査報告書」として掲載しています。

内部監査

- ①内部監査では、業務監査（㉗人事事務処理状況に関する監査、㉘個人情報管理状況に関する監査、㉙法人文書管理状況に関する監査、㉚情報セキュリティに関する監査）及び会計監査を実施している。監査員については、監査室員、事務局における監査対象業務の所掌課課員及び各部署の担当職員を任命しています。
- ②①に記載したとおり、監査対象業務に精通した者または監査時に業務を担当している者を監査員に任命しています。
- ③④検証はおこなっておりません。
監査報告書については、事務局の教職員専用ウェブサイトに掲載しています。

V. 学内環境関係

16. 環状交差点の施設整備について

ご指摘の交差点について現地を確認いたしました。
ゆずれ線及び環道優先の標識については設置する方向で検討していきます。
通行方法の周知文書の配布も検討いたします。

17. キャンパス内の植物の資産管理について

ご指摘のことについて、鹿児島大学における緑地整備計画に関する施策を審議し、環境に配慮した良好な屋外環境の形成を図ることを目的として、鹿児島大学緑地整備計画専門部会(令和元年 11 月 22 日)を設置しました。

今後、マスタープランの見直しや施設整備計画等において、本専門部会の審議を経て推進することとしています。

なお、日常的な環境整備(樹木剪定等)については、各財産管理部局において実施しています。

VI. その他

18. サバティカル研修について

現在、本学は厳しい財政状況にあるため、直ちに対応策を講ずることは困難ですが、今回の要望を受けて代替措置等に係る経費負担等について検討を始めたいと考えています。